

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律要綱

(傍線部分及び二重傍線部分の一部は、令和六年四月一日に施行することとする部分)

## 第一 総則

### 一 目的

この法律は、我が国を含む国際社会の安全保障環境の複雑化及び装備品等の高度化に伴い、装備品等の適確な調達を行うためには、装備品製造等事業者の装備品等の開発及び生産のための基盤を強化することが一層重要となつていくことに鑑み、装備品製造等事業者による装備品等の安定的な製造等の確保及びこれに資する装備品移転を安全保障上の観点から適切なものとするための取組を促進するための措置、装備品等に関する契約における秘密の保全措置並びに装備品等の製造等を行う施設等の取得及び管理の委託に関する制度を定めることにより、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つことを目的とする。

(第一条関係)

### 二 定義

1 この法律において「装備品等」とは、自衛隊が使用する装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需

品（これらの部品及び構成品を含み、専ら自衛隊の用に供するものに限る。）をいうものとする。

2 この法律において「製造等」とは、製造、研究開発及び修理並びにこれらに関する役務の提供をいうものとする。

3 この法律において「装備品製造等事業者」とは、装備品等の製造等の事業を行う事業者をいうものとする。

4 この法律において「装備移転」とは、装備品製造等事業者が我が国と防衛の分野において協力関係にある外国政府に対して行う装備品等と同種の物品の有償又は無償による譲渡及びこれに係る役務の提供をいうものとする。

（第二条関係）

### 三 基本方針

1 防衛大臣は、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならないものとする。

2 基本方針においては、(1)から(8)までに掲げる事項を定めるものとする。

(1) 我が国を含む国際社会の安全保障環境及び装備品等に係る技術の進展の動向に関する基本的な事項

(2) 装備品等の安定的な製造等の確保を図るための国及び装備品製造等事業者の役割、装備品等の調達に係る制度の改善その他の装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する基本的な事項

(3) 装備品等の安定的な製造等の確保を図るための装備品製造等事業者に対する財政上の措置その他の措置に関する基本的な事項

(4) 装備品等の安定的な製造等の確保に資する装備品移転が適切な管理の下で円滑に行われるための措置に関する基本的な事項

(5) 装備品移転支援業務（第二の六の一の装備品移転支援業務をいう。）及び基金（第二の八の一の基金をいう。）に関して指定装備品移転支援法人（第二の六の一の指定装備品移転支援法人をいう。）が果たすべき役割に関する基本的な事項

(6) 装備品等契約（第三の一の一の装備品等契約をいう。）における秘密の保全措置に関する基本的な事項

(7) 防衛大臣による指定装備品製造施設等（第四の一の指定装備品製造施設等をいう。）の取得及びその管理の委託に関する基本的な事項

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関し必要な事項

3 防衛大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。これを変更したときも、同様とすること。  
(第三条関係)

## 第二 装備品製造等事業者による特定取組及び装備移転仕様等調整等を促進するための措置

### 一 装備品安定製造等確保計画の認定

1 防衛大臣が指定する自衛隊の任務遂行に不可欠な装備品等（当該装備品等の製造等を行う特定の装備品製造等事業者による当該装備品等の製造等が停止された場合において、防衛省による当該装備品等の適確な調達に支障が生ずるおそれがあるものに限る。以下「指定装備品等」という。）の製造等を行う装備品製造等事業者（(3)及び(4)に掲げる取組にあつては、指定装備品等の製造等を行おうとする装備品製造等事業者を含む。）は、単独で又は共同で、当該指定装備品等の安定的な製造等の確保

のために行う(1)から(4)までに掲げる取組（以下「特定取組」という。）のいずれかに関する計画（以下「装備品安定製造等確保計画」という。）を作成し、防衛省令で定めるところにより、これを防衛大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。

(1) 指定装備品等の製造等に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラム（以下「原材料等」という。）であつて、その供給が途絶するおそれが高いと認められるものの供給源の多様化若しくは備蓄又は当該指定装備品等の製造等における当該原材料等の使用量の減少に資する生産技術の導入、開発若しくは改良をすること。

(2) 指定装備品等の製造等を効率化するために必要な設備を導入すること。

(3) 当該装備品製造等事業者におけるサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）を強化すること（防衛大臣が定める基準に適合するものに限る。）。

(4) 特定の指定装備品等の全部又は大部分の製造等を行う他の装備品製造等事業者が当該指定装備品等の製造等に係る事業を停止する場合において、当該他の装備品製造等事業者から当該事業の全部

若しくは一部を譲り受けること又は当該指定装備品等の製造等に係る事業を新たに開始すること。

2 装備品安定製造等確保計画には、(1)から(5)までに掲げる事項を記載しなければならないものとする  
こと。

(1) 安定的な製造等を図ろうとする指定装備品等の品目

(2) 特定取組の内容及び実施時期

(3) 特定取組に必要な資金の額及びその調達方法

(4) 特定取組を実施することにより見込まれる効果

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、防衛省令で定める事項

3 防衛大臣は、1の認定の申請があった場合において、(1)及び(2)のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 装備品安定製造等確保計画の内容が基本方針に照らし適切なものであること。

(2) 装備品安定製造等確保計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 防衛大臣は、装備品製造等事業者における指定装備品等の製造等及び当該指定装備品等の製造等に

必要な原材料等の調達又は輸入の状況に照らし、当該指定装備品等の製造等に関し特定取組（1の4）に掲げる取組を除く。）が行われなければ当該指定装備品等の適確な調達に支障が生ずると認めるときは、当該指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者に対し、1による装備品安定製造等確保計画の作成及び提出を行うことを促すことができるものとする。

5 防衛大臣は、4により装備品安定製造等確保計画の作成及び提出を促そうとする場合において、民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展に関する施策との調整を図る必要があると認めるときは経済産業大臣に対し、造船に関する事業の発展に関する施策との調整を図る必要があると認めるときは国土交通大臣に対し、意見を求めることができるものとする。

（第四条関係）

## 二 財政上の措置

政府は、防衛省と指定装備品等の調達に係る契約を締結している一の1の認定を受けた装備品製造等事業者（以下「認定装備品安定製造等確保事業者」という。）（防衛省と当該契約を締結していない認定装備品安定製造等確保事業者であつて、当該契約を締結している認定装備品安定製造等確保事業者に

当該契約に係る指定装備品等の部品若しくは構成部品を直接若しくは間接に供給し、又は当該契約に係る指定装備品等の製造等に関する役務を直接若しくは間接に提供しているものを含む。）において、一の認定を受けた装備品安定製造等確保計画に係る特定取組（当該契約に係る指定装備品等の製造等に関するものに限る。）が着実に実施されるようにするため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

（第七条関係）

### 三 報告又は資料の提出

1 防衛大臣は、一の4の施行に必要な限度において、指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者に対し、当該指定装備品等の製造等及び当該指定装備品等の製造等に必要原材料等の調達又は輸入に関し必要な報告又は資料の提出を求め、できるものとする。

2 1により報告又は資料の提出の求めを受けた装備品製造等事業者は、その求めに応じるよう努めなければならないものとする。

（第八条関係）

### 四 装備品移転仕様等調整計画の認定

1 装備品製造等事業者は、外国政府に対する装備品移転が見込まれる場合において、当該装備品移転の対

象となる装備品等と同種の物品（以下「移転対象物品」という。）について、防衛大臣の求め（当該移転対象物品の仕様及び性能を、我が国と当該外国政府との防衛の分野における協力の内容に応じて装備品等秘密（第三の一の1の装備品等秘密をいう。）の保全その他の我が国の安全保障上の観点から適切なものとするために行うものに限る。）に応じてその仕様及び性能の調整を行おうとするときは、単独で又は共同で、その求めに応じて行う移転対象物品の仕様及び性能の調整（以下「装備移転仕様等調整」という。）に関する計画（以下「装備移転仕様等調整計画」という。）を作成し、防衛省令で定めるところにより、これを防衛大臣に提出して、その認定を受けることができるものとする。

- 2 装備移転仕様等調整計画には、(1)から(5)までに掲げる事項を記載しなければならないものとする。

  - (1) 移転対象物品の内容及び当該移転対象物品に係る装備品等の品目
  - (2) 装備移転を受けることが見込まれる外国政府
  - (3) 装備移転仕様等調整の内容及び実施時期

(4) 装備移転仕様等調整を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、防衛省令で定める事項

3 防衛大臣は、1の認定の申請があつた場合において、(1)及び(2)のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。

(1) 装備移転仕様等調整計画の内容が基本方針に照らし適切なものであること。

(2) 装備移転仕様等調整計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

(第九条関係)

#### 五 報告又は資料の提出

防衛大臣は、四の施行に必要な限度において、四の1の認定を受けた装備品製造等事業者（以下「認定装備移転事業者」という。）に対し、四の1の認定を受けた装備移転仕様等調整計画（以下「認定装備移転仕様等調整計画」という。）の実施状況その他必要な事項に関し報告又は資料の提出を求めるところができるものとする。

(第十二条関係)

#### 六 指定装備移転支援法人の指定及び業務

1 防衛大臣は、防衛省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、2の業務（以下「装備移転支援業務」という。）に関し(1)から(3)までのいずれにも適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、指定装備移転支援法人として指定することができるものとする。

(1) 装備移転支援業務を適正かつ確実に実施することができる経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。

(2) 装備移転支援業務以外の業務を行っている場合にあつては、その業務を行うことによつて装備移転支援業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

(3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、装備移転支援業務を適正かつ確実に実施することができるものとして、防衛省令で定める基準に適合するものであること。

2 指定装備移転支援法人は、防衛省令で定めるところにより、(1)から(3)までに掲げる業務を行うものとする。

(1) 認定装備移転事業者が認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整を行うために必要

な資金に充てるための助成金を交付すること。

(2) 装備品製造等事業者による装備移転仕様等調整に関する事項について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。

(3) (1)及び(2)に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 防衛大臣は、1の指定をするに当たっては、防衛省令で定めるところにより、当該指定装備移転支援法人が装備移転支援業務を実施する際に従うべき基準（以下「装備移転支援実施基準」という。）を定めるものとする。

（第十五条関係）

## 七 装備移転支援業務規程

1 指定装備移転支援法人は、装備移転支援業務を行うときは、防衛省令で定めるところにより、当該装備移転支援業務の開始前に、装備移転支援業務に関する規程（装備移転支援業務規程）を定め、防衛大臣の認可を受けなければならないものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 防衛大臣は、1の認可の申請が基本方針及び装備移転支援実施基準に適合するとともに、装備移転

支援業務を適正かつ確実に実施するために十分なものであると認めるときは、その認可をするものとすること。  
(第十七条関係)

## 八 基金

1 指定装備移転支援法人は、装備移転支援業務であつて(1)及び(2)のいずれにも該当するもの並びにこれに附帯する業務に要する費用に充てるための基金(以下「基金」という。)を設け、2により交付を受けた補助金をもつてこれに充てるものとする。

(1) 認定装備移転事業者による認定装備移転仕様等調整計画に係る装備移転仕様等調整に係る業務であつて、装備移転が安全保障上の観点から適切に行われるために緊要なもの

(2) 複数年度にわたる業務であつて、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要であることその他の特段の事情があり、あらかじめ当該複数年度にわたる財源を確保しておくことがその安定的かつ効率的な実施に必要であると認められるもの

2 国は、予算の範囲内において、指定装備移転支援法人に対し、基金に充てる資金を補助することができるものとする。

3 指定装備移転支援法人は、毎事業年度、基金に係る業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後六月以内に防衛大臣に提出しなければならないものとする。

4 防衛大臣は、3の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならないものとする。

(第十八条関係)

#### 九 秘密保持義務

指定装備移転支援法人の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由がなく、装備移転支援業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならないものとする。

(第二十一条関係)

#### 十 監督命令

防衛大臣は、六から九までの施行に必要な必要があると認めるときは、指定装備移転支援法人に対し、装備移転支援業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

(第二十四条関係)

#### 十一 資金の貸付け

株式会社日本政策金融公庫は、装備品製造等事業者による指定装備品等の製造等又は装備移転が円滑

に行われるよう、必要な資金の貸付けについて配慮をするものとする。 (第二十六条関係)

### 第三 装備品等契約における秘密の保全措置

#### 一 装備品等秘密の指定等

1 防衛大臣は、防衛省と装備品等の研究開発、調達、補給若しくは管理若しくは装備品等に関する役務の調達又は自衛隊の使用する施設の整備に係る契約（装備移転仕様等調整の実施に係る契約を含む。以下「装備品等契約」という。）を締結した事業者（以下「契約事業者」という。）に対し、当該装備品等契約を履行させるため、装備品等又は自衛隊の使用する施設に関する情報であつて、公になつていないもの（自衛隊法第五十九条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員が漏らしてはならないこととされる秘密に該当する情報に限る。）のうち、その漏えいが我が国の防衛上支障を与えるおそれがあるため特に秘匿することが必要であるもの（日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法第一条第三項に規定する特別防衛秘密及び特定秘密の保護に関する法律第三条第一項に規定する特定秘密に該当するものを除く。）を取り扱わせる必要があると認めるときは、これを装備品等秘密に指定し、その指定の有効期間を定めた上で、当該装備品等秘密を当該契約事業者に提供するこ

とができるものとする。

2 | 防衛大臣は、契約事業者に対し装備品等秘密を提供するときは、これを記録する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）若しくは物件又は当該装備品等秘密を化体する物件について、装備品等秘密であること及び当該装備品等秘密としての指定の有効期間の表示（電磁的記録にあつては、当該表示の記録を含む。）を行わなければならないものとする。

3 | 契約事業者は、装備品等契約に従い、当該契約事業者の従業者（代表者、代理人、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）のうちから、装備品等秘密を取り扱う業務を行わせる従業者を定め、当該従業者の氏名、役職その他の防衛大臣が定める事項を防衛大臣に報告しなければならないものとする。この場合において、契約事業者は、あらかじめ当該従業者の同意を得るものとする。

4 | 契約事業者は、3により装備品等秘密の取扱いの業務を行わせるものとした従業者以外の者に装備品等秘密を取り扱わせてはならないものとする。

5 | 3及び4に規定するもののほか、契約事業者は、装備品等契約に従い、装備品等秘密の保護に関し

必要な措置を講ずるものとする。

6 装備品等秘密の取扱いの業務に従事する従業者は、その業務に関して知り得た装備品等秘密を漏ら

してはならないものとする。装備品等秘密の取扱いの業務に従事しなくなった後においても、同  
様とすること。  
(第二十七条関係)

二 政令への委任

一に定めるもののほか、装備品等秘密の指定の手續その他装備品等秘密に関し必要な事項は、政令で  
定めるものとする。  
(第二十八条関係)

第四 指定装備品製造施設等の取得及び管理の委託

一 指定装備品製造施設等の取得

防衛大臣は、指定装備品等の製造等を行う装備品製造等事業者に対する第二による措置では防衛省に  
よる当該指定装備品等の適確な調達を図ることができないと認める場合には、当該指定装備品等の製造  
等を行うことができる施設（当該施設に係る土地を含む。）又は設備（以下「指定装備品製造施設等」  
という。）を取得することができるものとする。  
(第二十九条関係)

## 二 施設委託管理者

1 防衛大臣は、一により取得した指定装備品製造施設等について、当該指定装備品等の製造等を行わせるため、政令で定めるところにより、当該指定装備品製造施設等において当該指定装備品等の製造等を行っていた装備品製造等事業者又は他の指定装備品製造施設等において当該指定装備品等の製造等を行っている装備品製造等事業者（当該指定装備品等と同種の装備品等の製造等を行っている装備品製造等事業者を含む。）に対し、その管理を委託するものとする。

2 1による委託を受けた装備品製造等事業者（以下「施設委託管理者」という。）は、防衛省令で定めるところにより、当該委託を受けた管理の業務（以下「施設委託管理業務」という。）の開始前に、施設委託管理業務に関する規程（以下「施設委託管理業務規程」という。）を定め、防衛大臣の認可を受けなければならないものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 防衛大臣は、2の認可をするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならないものとする。

4 施設委託管理業務規程には、施設委託管理業務の実施の方法その他の防衛省令で定める事項を定め

ておかなければならないものとする。

5 防衛大臣は、2の認可をした施設委託管理業務規程が施設委託管理業務の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、施設委託管理者に対し、これを変更すべきことを命ずることができるものとする。

6 施設委託管理者は、毎事業年度、防衛省令で定めるところにより、施設委託管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に防衛大臣に提出しなければならないものとする。

7 施設委託管理者は、防衛省令で定めるところにより、施設委託管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理とを区分して整理しなければならないものとする。

8 防衛大臣は、第四の施行に必要なことがあると認めるときは、施設委託管理者に対し、施設委託管理業務に関し監督上必要な命令をすることができるものとする。

9 防衛大臣は、施設委託管理者が8の命令に違反したときその他施設委託管理業務を適正かつ確実に実施することができないと認めるときは、施設委託管理業務の委託を廃止し、又は期間を定めて施設

委託管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができるとすること。 (第三十条関係)

三 指定装備品製造施設等の目的外使用

施設委託管理者は、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣の承認を得て、指定装備品等の製造等の目的を妨げない限度において、二の1による委託を受けた指定装備品製造施設等を用いて、当該指定装備品等以外の製品の製造等を行うことができるものとする。 (第三十一条関係)

第五 雑則

一 経済産業大臣及び国土交通大臣との関係

防衛大臣は、この法律の規定による装備品等の開発及び生産のための基盤の強化のための施策の実施については、当該施策の実施が民間の経済活力の向上及び対外経済関係の円滑な発展を中心とする経済及び産業の発展に関する施策に関連する場合には経済産業大臣と、造船に関する事業の発展に関する施策に関連する場合には国土交通大臣と、それぞれ緊密に連絡し、及び協力して行うものとする。 (第三十四条関係)

二 国際約束の誠実な履行

この法律の施行に当たっては、我が国が締結した条約その他の国際約束の誠実な履行を妨げることがないよう留意しなければならないものとする事。

(第三十五条関係)

### 三 経過措置

この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができるものとする事。

(第三十六条関係)

## 第六 罰則

罰則について所要の規定を設ける事。

(第三十七条から第四十一条まで関係)

## 第七 附則

- 一 この法律の施行期日に関する必要な規定を設ける事。  
(附則第一項関係)
- 二 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。  
(附則第三項関係)

